

沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

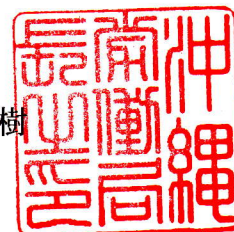
沖縄労働局一般公示第26—51号

平成26年9月26日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で自動車（新車）小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、平成26年10月14日までに沖縄労働局長あて（那覇市おもろまち2-1-1那覇第二地方合同庁舎3階）異議の内容及び理由を記載した「異議申出書」を提出されたい。

平成26年9月29日

沖縄労働局長 谷 直樹



記

沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨

沖縄県最低賃金を次のように定めること

- 1 適用する地域  
沖縄県の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で自動車（新車）小売業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務を主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間705円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

(注) 6の「効力発生の日」について、指定日発効の場合は具体的年月日を記載すること。